障害者差別解消に関する市の取組について(令和2年度)

1 市民・事業者への周知・啓発の実施

- (1) 広島市ホームページへ障害者差別解消法の内容等を掲載
- (2) 広報紙「ひろしま市民と市政」(令和2年10月1日号)へ障害者差別解消条例に関する記事を掲載(別添参照)
- (3) 「障害を理由とする差別の解消に向けた広島市シンポジウム」の開催(令和2年9月29日)

2 相談窓口の運営

障害者やその家族等からの障害を理由とする差別などに関する相談に応じるため、事務・事業を行う所管課や障害福祉課のほか、障害者の権利相談ダイヤル「障害者110番」 に相談窓口を設置・運営(障害者差別に係る相談14件)し、情報提供や助言等を行った。

なお、条例の施行に伴い、地域の障害者相談窓口との連携を強化するための説明会等の 実施を検討していたが、コロナ禍のため、令和2年度中の実施を見送っている。(※令和 3年度中の実施に向け、委託先である広島市手をつなぐ育成会と調整中。)

3 広島市障害者差別解消支援地域協議会の運営

地域における障害を理由とする差別を解消するため、障害者団体や有識者等で構成する「広島市障害者差別解消支援地域協議会」(本協議会)を設置し、運営している。

令和2年度は、「広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則」の 制定に向けた検討等を行った。(全3回開催)

4 広島市職員等への研修の実施

- ・倫理研修や新規採用職員研修などの庁内研修の実施
- ・ 庁内 L A N を活用した e ラーニングによる研修の実施(全職員対象)
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定に基づくユニバーサルマナー研修の実施(対象者:事業者(個人事業主、営利活動法人、社会福祉法人等を含む)) (以上、別紙1参照)

5 広島市障害者差別解消庁内連絡会議の運営

障害を理由とする差別の解消を全庁的に推進するため、各局・区等の庶務担当課長等により構成する「広島市障害者差別解消庁内連絡会議」を設置し、運営している。

令和2年度は、障害を理由とする差別に関する相談事例や庁内の取組事例の共有を図るため、令和2年8月17日に第1回会議を開催し、第2回会議は令和3年2月に書面開催で実施した。